

平成28年第3回 運営点検会議 議事録

日時：平成28年12月21日（水）10：00～12：15

場所：日本スポーツ振興センター本部事務所B棟1階 プロジェクトルーム

出席：柏木委員長、小林委員、佐野委員、芝委員、高橋委員、中屋委員（五十音順）

大東理事長、今里理事、池田理事、高谷理事、矢神理事、小林監事、大橋監事 等

欠席：三屋委員

1 会計検査院の平成27年度決算検査報告について

【今里理事】 （資料について説明）

【佐野委員】 1点目として、これらの指摘は独立行政法人の自己点検評価の中では指摘されていない事柄なののでしょうか。2点目に、国立競技場壁画移設工事の件については、結局ほとんどが事務的なミスによるとのことですが、先方の作業量が減ったことに対して請負代金の差額を請求し、回収することはできなかったのでしょうか。3点目に、賃貸借契約の件について、もし組織的に決まっていたらそれなりの書類があったとのことですが、部署的にどこが任意で行って、契約そのものの存在があるのかないのか。その点について教えてください。

【今里理事】 1点目につきましては、案件によって異なっております。国立競技場壁画移設工事の件につきましては、この指摘を受けるまで、内部での普段のチェックの中では見つかりませんでした。賃貸借契約の件につきましては、この会計検査院の指摘を受けたのが平成28年11月ですが、平成28年2月に会計検査院が実地検査に来られたところに端を発しております。平成27年12月に、通常業務の中で、事務所を貸している環境がどのようになっているのかを確認するように指示をしたところ、契約書を結んでいないのに事実上貸してしまっていることが内部的に判明し、平成28年4月からしっかりとした契約を結び直すため、公益財団法人ラグビーワールドカップ組織委員会と協議をしていたところ、結び直しをする前に会計検査院の実地検査によって指摘を受けたという事例でございます。

【岸財務部長】 2点目につきましては、施工業者にお話をさせていただきました。この工事は平成26年度のものであり、今から2年ほど前ではございますが、壁画の数量が13点あります。実際に切断する上では担当部署が施工業者と協議の上、それぞれの壁画の切断数量が変更になったという経緯があり、実際の切断に当たっては施工業者の作業量が増えている結果となったことから、施工業者に差額分の費用を請求することは困難であるという判断に至ったという経緯がございます。

【柏木委員長】 これは、数量の拾い出しのミスということでしょうか。

【岸財務部長】 数量の拾い出しについては、設計会社に委託して積算していただきましたが、その後、移設工事の契約までに有識者の方に集まいただき、保存に有効な壁画の切断方法等について検討いただいた結果、当初の切断方法から変更になった経緯がございます。また、工事契約後はその都度、担当部署と施工業者との間で切断方法の

調整を行いながら工事を進めてきており、当初の図面からそれぞれの壁面の切断数量が変わってきておりました。そのような点も含めて改めて検証しますと、トータルの作業量から見ると、その分が施工業者にとって余分な工費を受け取ったという結論にはならなかったという確認をしております。

- 【佐野委員】 結論として、面積は変わったけれども割高感はなかったため、双方で相談をして合意したと理解してよろしいですか。
- 【岸財務部長】 合意したということではなく、施工業者に請求するには至らなかったということでございます。
- 【柏木委員長】 契約には、数量が変更になったらそれに応じて契約金額も変更するというシステムを規定しているものもありますが、数量が変わっても契約金額が変動しない、確定金額の請負ではなかったのですか。
- 【岸財務部長】 金額は入札で決めております。その後、実際に工事を進めていく中で数量に変更が生じておりましたが、これについて契約変更の手続きはとっておりませんでした。全ての工事が終了した段階での数量確認を改めて行ったところ、施工業者の作業量が減っていたとの結論には至らなかったものであります。
- 【柏木委員長】 要するに、当初の契約時に数量の積算ミスはあったけれども実際に工事が行われた結果、最終的な工事量と金額が当初のものから変わらないので、施工業者には請求しなかったということですか。
- 【岸財務部長】 その通りです。
- 【柏木委員長】 契約を見て、そのとおりに行っていないような気がしています。
- 【佐野委員】 イメージとして、例えば不動産であれば、面積が変わったら㎡単価でかけ算しますよね。
- 【柏木委員長】 そうです。
- 【佐野委員】 会計検査院が面積の差異を見つけて再度積算したら、契約金額が過大ではないかという指摘に結びついたということは、作業量によって算出されている契約なのだなと思いました。もしそうだとすれば、面積が変われば契約金額が変わるという気もしますし、それを放棄して請求しなかったのであれば、一般の企業会社としてはもったいないなという気もいたします。会計検査院が見つけたということはそれなりの積算根拠があったのだと思いますので、放棄するのは不思議な気がいたしました。
- 【大東理事長】 私も調べたのですが、会計検査院から指摘されるまでわかりませんでした。チェックをしていなかったというのが実際のところですよ。
- 【佐野委員】 これは逆に、作業量が多くなると施工業者から請求されてしまうのですか。
- 【大東理事長】 そうなるのではないのでしょうか。
- 【柏木委員長】 あまり日本ではそのような契約は行われていないですね。イギリスでは「BQ方式」と言って、工事の作業量を Quantity Surveyor が Survey して証明し、最終的に実際の工事がどれだけであったかという点から調整するという方式があります。確定金額の請負であれば、積算も含めて、数量の拾い出しのミスなのかなという気がいたします。
- 【大東理事長】 当初から設計は変更されていたのですが、それが積算に反映されませんでした。

【今里理事】 契約の詳細につきましては、資料を準備して、後ほどか次回に説明をさせていただきたいと思います。

3点目のご質問につきましては、当時の書類が全く残っておりませんので、当時の担当職員への聴き取りなどを行って、このようなことが起きた事実関係を確認したところでございます。それによれば、当時の担当部署は管理部総務課、現在の総務部総務課という部署で、この部署は仮本部事務所の管理について所掌している部署でございます。そして、仮本部事務所の一部を無償で使用させるにあたっては、当時の理事長と担当課で協議をしたという事実であったようであります。ただし、この点については公式の書類が残っておりませんので、決裁も取られていなければ、役員会にも付議されておりません。役員会に付議すべき事項は昨年2月にルール化しており、その中に、不動産の貸付については審議事項として記載しておりました。その手続が取られていなかったということで、この点については内部の手続上不当であったということでもあります。ただし、通常の業務の打ち合わせの中で理事長との打ち合わせはしているので、担当部署の独断で行ったという訳ではないというのが実際のところですよ。

【佐野委員】 内部統制上のプロセスから考えると、協議をされたという事実が稟議書に残っていなかったということですか。

【今里理事】 はい。

【佐野委員】 役員会に付議すべき事項は昨年決まっています、それ以前は文書化されていなかったもので、あいまいであったということでしょうか。

【今里理事】 事実上会議室を無償で使わせている段階では、役員会に付議すべき事項が決定する前の段階であり、あいまいでした。ただし、平成27年の5月に契約を結んでいる時点では、平成27年2月に「役員会に付議すべき事項」を役員会決定により文書化しておりましたので、無償で貸しつけるという点については役員会に付議すべきであったということになります。

【高橋委員】 国立競技場壁画移設工事の件のようなチェックの漏れやミスは他の会社でもあり、再発防止のため関係職員に周知することは大事なのですが、国立競技場に関してはものすごい量の契約が存在していて、その契約も色々な過程の中で変化して、確認しなければならないということがあると思います。その時に、現場の人たちがチェックする時間と人数が十分に手当てされていたのでしょうか。膨大な事務を処理しようとする、何かを省略したり効率化したりすることに意識が働きますので、業者の言うことをそのまま聞いてしまうというようにもなりがちです。ですから、職員に確認を十分に行うための場や時間を与えてあげないと、いくらチェックの強化と言っても現場では処理しきれません。現場が限界を超えているなら、何かしらの手を打つ必要があるのではないかという気がしました。

賃貸借契約の件については、内部決裁も行われていなかったということですか。

【今里理事】 はい。

【高橋委員】 意思決定の手続上の課題としてお伺いしたいのですが、JSCの役員会は、付議をして審議をする機関であって、決議機関ではありませんでしたよね。

【今里理事】 決議機関とは違います。

【高橋委員】 その点が本当にそれで良いのかなと疑問に思います。内部決裁という意思決定は、それはそれで必要だとは思いますが、役員会は決議機関ではないのかなと私は思います。会社法では取締役会は決議機関になります。ですから、もしそれに相当するものが役員会であるとする、審議だけではなくて本来は決議機関で、案件によっては決議機関を通ったものが内部決裁を受けるという形になると思いますので、これから色々な形でマネジメントをされていくと思うのですが、役員会は審議するのではなくて決議をするという方が望ましいのではないのかなと思います。意思決定のプロセスとして、JSCの決議機関は何なのか、検討していただくと良いと思います。

【今里理事】 ありがとうございます。1点目のお話につきましては、新国立競技場の色々な契約につきましても当時指摘をされたところでございます。本件は国立競技場の話でありますけれども、新国立競技場の時と同じようにスタッフの数が不足していたことが考えられます。また、国立競技場には今後の大きな仕事として、来年度に国立代々木競技場の耐震改修工事を控えております。この工事は私どもとしてはかなり大規模な工事になりますので、契約等の手続について、しっかりとした体制で臨みたいと思います。

2点目のお話につきましては、理事長と理事の権限について、独立行政法人通則法に定められている事柄がございます。それを受けて、日本スポーツ振興センター法という個別法があるのですが、これらの法律によると、理事長がこの法人を総理するという形になっており、理事の役割は、理事長を補佐してセンターの業務を掌理するということになっております。これらからすると、私どもの今までの理解では、理事の合議体が決定機関にはなり得ないのではないかという考え方で行ってきたのですが、法律との関係や他法人の実態・運用の例を調べ、ご指摘いただいたことを反映できるのかを検討していきたいと思います。

【高橋委員】 私はJAXAの評価委員をしているのですが、JAXAには色々なプロジェクトがあり、意思決定に当たっての関所があります。その関所を通らないと次のステージに行けないことになっており、同じ独立行政法人でも自ら意思決定のルールを決め、組織として行っています。JSCではJSCのやり方を模索すれば良いのですが、参考としていただくと良いと思います。

2 JSCの内部統制システムにおける課題と取組の方向性

【今里理事】 (資料1について説明)

【柏木委員長】 個々の具体的な点については、次の議題で触れていきたいと思います。

3 各内部統制の基本的要素における取組状況

(1) 情報と伝達

【今里理事】 (資料2について説明)

【小林委員】 資料2の1ページ目に基本方針があり、そこに「積極的な情報開示」とありますが、特に、スポーツはオリンピックの開催を控えており、オリンピックの開催前には文化的な事業へのウエイトも高くなってきます。IOC自体も、競技スポーツだけではなく、文化を含めた幅広い内容で展開しておりますので、JSCが積極的に開示する情報の中身についても、施設の運営やそこで行われるイベント等の情報に限らず、幅広いスポーツの普及に向けて、どのように国内外へ情報を出していくのかという姿勢が必要になっていきます。そのような意識をJSCには求められますし、すべきだと思います。そうした時に、資料2の3ページにある「ホームページを通じた外部への情報提供」の柱の中に、例えば「施設の性能」や「ハイパフォーマンスセンターで行われている事柄の国際的な優位性」を加えるなど、幅広くスポーツを普及するという視点で国内・外に積極的に情報を出していく姿勢を強調していただきたいなと思います。また、記者レクを広報室で行っているとのことですが、記者レクに来る記者の方は、おそらくスポーツ担当の記者だけだと思います。

【大東理事長】 必ずしもスポーツ担当の方だけとは限りません。社会部の方などもいらっしゃいます。

【小林委員】 それでは、そのような方々を含めたメッセージの出し方をより積極的に考えていただくとありがたいなと思います。このようなことを行うと、社会からのレスポンスがあります。それをどのように内部伝達し、より質の高いものにしていくのかということも、外部伝達の役目になるのではないかと思います。

【今里理事】 唯一のスポーツに関する独立行政法人として、私たちが何を直接行っているのかということに限らず、広い視点に立って、スポーツの振興のためにすべき情報発信についても取り組んでいく必要があるということでご指摘をいただいたと思っております。この点につきまして、独立行政法人ではございませんが、日本体育協会やJOC、スポーツ庁についても同じように情報発信機能がございまして、そのようなところとの重複を避けつつも、ご指摘いただいた点について今後考えてまいりたいと思います。また、レスポンスの受け止め方につきましても、フィードバックをして行っていくことが必要だと考えておりますので、双方向に意識しながら進めてまいりたいと思います。

【佐野委員】 資料2のページごとに質問はあるのですが、情報伝達については非常にきめ細かく整備されているのではないかと思います。

2ページ目の内部伝達の中にある「役員ミーティング」の主な参加者について、監事や監査室長は入っているのでしょうか。役員という言葉の中に監事を含めておられるのかどうか分かりませんでした。

【今里理事】 役員の中に監事が含まれております。

【佐野委員】 部長等会議や担当役員との定例ミーティングに記載のある「役員」という表現にも監事は含まれているのでしょうか。

- 【今里理事】 監事の場合、担当役員との定例ミーティングについては監査室とのミーティングになります。
- 【伊藤室長】 月に2回から3回の頻度で、適宜ミーティングを実施しております。
- 【今里理事】 部長等会議についても監事に参加いただいております。
- 【佐野委員】 役員ミーティングの中に監査室長も入っていると良いなという気がいたしました。次に、役員ミーティングよりも部長等会議の開催頻度が少ないというのは、イントラネット上で伝達が十分になされているから良いのだというお考えなのでしょうか。一般的にボトムアップをする場合には、役員ミーティングよりも部長等会議や部内ミーティングの開催頻度が多いという気がしますので、開催回数によってそれぞれの会議がどのように利用されているのか、それにしても逆転現象が起きているのかなという感想を持ちました。
- それと、イントラネットの活用についても非常に良いと思うのですが、リンク集機能について、パスワードなどを付けてアクセス権の制限をされているのかが気になりました。役員会の資料や議事録などもありましたので、管理されていると良いなと思いました。
- 次に、資料2の4ページ目にある「新国立競技場・広報情報連絡会」について、対外発信の「ワンボイス」化は非常に良いのですが、情報を集約してどの情報をどう発信するかということについての権限はどの部署が持っていて、合同開催による責任者は誰なのかが気になりました。
- 【今里理事】 まず、部長等会議の頻度につきましては、資料2の2ページの表の下に※印がありますように、参加者が非常に多く、20人以上になります。その中に、所長という者がおりますが、これは登山研修所の所長でございます、登山研修所は富山県の立山町でございます。ですので、全体が集まるフォーマルな会議として部長等会議を開くと、毎週立山町から来るというのは現実的には難しいため、この形の会議としてはこのような頻度となっており、これを受けた流れとして部内ミーティングがあるということになります。また、担当役員との定例ミーティングや、各部署の部長が集まるような委員会もございますので、そのような中で個別の情報共有を行っているところでございます。
- リンク集機能につきましては、そもそも、イントラネットにログインをする時点でパスワードが必要になりますので、職員以外の者がログインできないという意味でのアクセス権の制限はございますが、リンク集の閲覧を役職によって制限することはしておりません。後ほどご説明するICTへの対応の中で、情報共有における機密性等の格付けについてしっかりと行い、それによってどこまでアクセスできるのかということは同時に行わなければなりませんので、そのような面からは若干の検討が必要になりますが、現在のところ、リンク集機能に載せているものは職員であれば全員が見ても差し支えないものを載せております。
- 新国立競技場・広報情報連絡会につきましては、事務局は新国立競技場設置本部になります。
- 【腰塚広報室長】 取り扱う情報が新国立競技場に関するものであるということと、外部とのコミュニ

ケーションを行うという点から、新国立競技場担当理事と広報担当理事に出席いただいております。

【佐野委員】 責任の最終主体は担当の理事になるということでしょうか。

【今里理事】 はい。それぞれの担当の理事になります。

【中屋委員】 小林委員からもお話がありましたように、文化的なものについては、五輪に向けての文化プログラムということで取り組まれているので、我々もそこに関わっているところでもあります。また、どのような形でメディアが JSC をカバーしていくのかという点は、各社に JSC の担当者がいるのが普通だと思います。今、弊社の過去 1 ヶ月の記事を検索しましたところ、弊社の場合は運動部の特定の記者が JSC をカバーしておりました。もう少し裾野が広がって、新聞でいうところの色々な面に展開できる記者たちがカバーするという点については、JSC だけの問題ではなくて、私たちメディア側の体制についても問題の 1 つかなと思う次第です。

質問といたしまして、まず 1 点目に、資料 2 の 2 ページ目にございます内部伝達について、組織風土改革に向けた取組とありますが、現時点において、目指すところのどの程度まで来ていて、どの程度やらなければならないと評価されているのでしょうか。2 点目に、イントラネットの活用について、掲示板機能の中に重要情報とありますが、場合によってはメール等で送り届けて、必ず読ませると言った取組はされているのでしょうか。3 点目に、日本メディアはカバーされていると思うのですが、海外メディアに向けた発信や記者会見は実施しているのでしょうか。あるいは今後やらなければならないと考えていらっしゃるのでしょうか。以上 3 点について教えてください。

【大東理事長】 1 点目については、実際のところ、車座ミーティングなどを通じて 6 割から 7 割は進んでおります。来年に向けて、職員からの意見や提案について検討する新しい体制も作っているところがございますので、6 割から 7 割程度まで来ていると思っております。

【今里理事】 1 点目の補足をいたしますと、車座ミーティングで出た意見や課題をどう改善していくかということを検討するプロジェクトチームを作りまして、それが機能して実施していく体制を整えたところがございます。

2 点目につきましては、必ず読んでほしいことはメールを活用しております。例えば、会計検査院の今回の指摘については、掲示板に載せて終わりではなく、メールを使って周知しております。

【腰塚広報室長】 3 点目につきましては、現在、JSC は運動部と社会部が混在した文部科学省記者クラブと、運動部を中心とした東京運動記者クラブ、新国立競技場の場合は内閣記者クラブにも情報を発信しており、そのクラブに所属している海外メディアの方には情報が伝わるようになっております。それ以外にも、AP 通信や AFP 通信など、個別にエントリーして下さっている記者の方については、個別にリリースをメールで配信できるようにしております。ただし、海外メディアのみを集めた記者会見については実施に至っておりません。現在はメディアブリーフィング等において、多数の海外メディアの日本支局の方に来ていただいているという状況でございます。こ

の点については、今後の検討の課題であると認識しております。

- 【中屋委員】 海外のメディアについても広報室が窓口になるのでしょうか。
- 【腰塚広報室長】 はい。英語を話せる職員も配置しております。
- 【芝委員】 資料2の2ページにある内部伝達のところで、このような資料には表しにくいところがあると思うのですが、日々のやりとりの中で、悪い情報をいかに早く上げていくか、あるいは、そのような情報を素早く収集できるような仕組み作りについて、ご留意いただくと良いと思います。

(2) ICTへの対応

- 【今里理事】 (資料3について説明)
- 【高橋委員】 情報セキュリティはものすごく大事だと思います。1番確かな方法は、インターネットとつながる部分と機器を物理的に分断し、外部からの脅威にさらされないということなのですが、JSCではそのようなところまでなさっているのでしょうか。
- 【今里理事】 JSCには外部とつながるシステムがいくつかあるのですが、中でもとりわけ重要なものが、災害共済給付のシステムと toto のシステムでございます。災害共済給付のシステムには個人の児童生徒等の情報が非常に多く含まれており、扱っている件数としては独立行政法人の中でもトップクラスです。そのため、日本年金機構の情報漏えい問題が起きた直後に遮断をして、災害共済給付業務は専用のPCでそれぞれの事務処理を行い、イントラネットは別のPCで閲覧するという仕組みで行っております。
- 【高橋委員】 マイナンバーもそうですが、プライオリティが高いものは明らかに遮断をした方が確実だと思います。今のお話を聞いて安心しました。物理的にハード面から対策を講じていくことが重要だと思います。
- 【今里理事】 マイナンバーにつきましても、社内LANとは異なる専用ネットワークを用いて、専用のPCを設置しております。また、ICTではございませんが、物理的にも鍵がかかる部屋を作り、そこにそのPCを設置して、給与や謝金に係る事務処理を行っております。
- 【芝委員】 私実は、昨年日本年金機構の情報漏えい事案の調査に携わったのですが、当該事案ではものすごく執拗な攻撃がなされ、何段階にも分けて攻撃された結果、標的型メールを開いてしまう人が出てしまいました。何が重要かと言いますと、どれだけ構えても完全に侵入を防ぐことは不可能であるため、防御は破られるという前提に立って、破られた時に早期発見をするということです。相手の主たる目的は内部の情報を盗ることですので、必ず内部から外向けに情報発信が行われます。それをウォッチしていて、おかしい情報が出ているということを早めに察知して抑えるということが大事です。先ほどのお話の中で、重要な情報は隔離されているということでしたが、それでもいくつかのデータはあると思います。そのような情報は盗られるリスクがあるということで、いかに早く察知して、察知した段階で早めに被害を抑えられるかが重要だと思います。リスクの周知や訓練などは繰り返し、繰り返し

行うことが重要です。

報道によると、ロンドンオリンピックの際は、億単位のサイバー攻撃があったそうです。リオデジャネイロオリンピックの時にどうだったかは存じませんが、おそらく、東京オリンピックの時には桁違いの攻撃が行われると思いますし、JSCも当然狙われると思います。狙われるという前提で、いかに早く察知して遮断するかということが重要だと思います。既に対策をされているということですが、必ず狙われますので、常に高い意識を持っていただくということをお願いしたいと思います。

【中屋委員】 訓練を繰り返し行うことが大事だと思います。弊社でも、役員や管理職の限られた人間の中で同じような訓練を実施しましたが、3割が引っかかっておりました。メールを開いてみたくなるような件名や内容で実施したのですが、引っかかることによって意識が高まるということもあります。

それと、全体を守るファイヤウォールの厚さや高さには限界があります。ですので、先ほどもございましたが、破られるという前提に立ち、早く気付くことです。早く気付くためには、若干費用がかかるとはありますが、必要に応じて、外部に24時間365日体制で監視される体制を構築するということも検討材料になると思います。

【今里理事】 外部からの監視体制につきましては、今後関係機関と連携してそのような体制を構築していくという方向で進めております。

(3) モニタリング

【伊藤監査室長】 (資料4-1～4-4について説明)

【佐野委員】 監事監査と内部監査の役割について、結局のところ、どのように整理されたのでしょうか。資料4-2と4-3では具体的に読み取ることができませんでした。

【伊藤監査室長】 監事には、理事長の意思決定を含めたガバナンスについてチェックしていただき、監査室は業務そのものの内容に焦点を当てて監査を行うということで分担をしております。

【佐野委員】 資料4-2には、業務監査として給与監査があり、給与が適正に支給されているかを確認するとのことですが、給与は国家公務員の給与に準じていますよね。

【伊藤監査室長】 準じております。

【佐野委員】 それでは、どのような視点から監事がガバナンス体制を監査するのでしょうか。また、質問をまとめて申し上げますと、まず1点目に、資料4-2の2ページの「4 会計監査の内容」の(5) 契約監査について、契約監査にはお金が絡むので会計監査としているのだと思うのですが、契約プロセスの問題とすれば、法的な視点も含めて業務監査として行なった方が良いのではないかという気がいたしました。2点目に、参考資料1の監事監査計画にある「1 監査の基本方針」のなお書きで、「監査計画を実施する期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、」と書いてあるのですが、監査計画の対象期間がこの期間になるのでしょうか。3点目に、資料4-3の「3 平成28年度監査の重点項目」の中に「会

計経理に関する監査」とありますが、ここは、契約関係のプロセスであり、会計経理に関する監査ではなく業務監査にしておくべきではないかという気がしております。4点目に、監査結果全般に対して、フォローアップが重要だと思いますので、充実したものをお願いしたいと思っております。

【伊藤監査室長】 まず、給与監査につきましては、独立行政法人としての給与水準が正しいかどうかという点を、ほぼ同じ規模の独立行政法人の給与水準と比較して監査しております。

【佐野委員】 JSCの給与が国家公務員の給与に準じているのであれば、他の独立行政法人も同じように準じているはずですので、何を監査するのでしょうか。

【伊藤監査室長】 JSCには400名弱の役員・正規職員がおりますので、同じ規模の独立行政法人の給与体系を調べた上で比較し、給与の多寡について監査をしております。

【佐野委員】 多寡を検討できる余地があるのでしょうか。

【伊藤監査室長】 後は、業務の内容です。それぞれがJSCで行っている業務の役割に基づいた監査を実施しております。

【佐野委員】 それは、その人が何号俸に該当するのかを確認するということでしょうか。

【伊藤監査室長】 それもございます。

【佐野委員】 わかりました。

【伊藤監査室長】 次に、契約監査につきましては、監事に適宜回付される文書がございます。その段階で、適正に決裁が行われているのか、内容に疑義がないかどうかを確認し、疑問点は担当部署に質問することで適正性を高めているところでございます。

【佐野委員】 それは、文書監査の一環でもあるのでしょうか。

【伊藤監査室長】 そうでございます。

参考資料1の監事監査計画にある「1 監査の基本方針」のなお書きにつきましては、ご指摘のとおりだと思いますので、次年度以降、変更させていただきたいと思っております。

フォローアップにつきましては、指摘に対して改善が適切に行われて実施されているのかということを含めて、しっかりと行なってまいりたいと考えております。

【大橋監事】 非常勤監事の大橋と申します。いくつか補足させていただきます。

まず、参考資料1の監事監査計画にある「1 監査の基本方針」のなお書きにつきまして補足いたします。監事監査計画を策定した平成28年4月1日現在では、非常勤の監事2名という体制で実施しておりました。そのため、監査の実施時期を3ページに定め、そこにそれぞれの期間を記載しており、それらを実施する期間として監査計画を実施する期間を記載したという経緯がございます。現在は常勤の監事がございますので、実施期間を記載することは整合性があるか確認しなければなりません。当時はそのような経緯で実施しておりました。

次に、契約監査につきましては、契約監視委員会という委員会を定期的を開いており、主に契約の競争性を確保しているかどうかという点について確認しております。また、契約に関する内部統制上の細かい部分については監査室にモニタリングをしていただいて、その監査結果を利用しております。

フォローアップにつきましては、監事監査としましても昨年度分については随時行

っており、結果につきましては役員会等で報告させていただくような体制を取らせていただいております。

【木村監査室主幹】 監査室主幹の木村と申します。給与監査について1点補足させていただきます。平成25年12月の閣議決定（独立行政法人改革等に関する基本的な方針）によりまず、独立行政法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ国家公務員より高い水準を設定することも可能であるとされております。また、監事監査項目として給与監査を掲げている理由としましては、平成19年、22年、25年の独立行政法人に関する閣議決定において、監事が役職員の給与水準について毎年度監査することが求められているところがございます。したがって、必ず行わなければならないものとされておりますので、監事監査計画に記載し、毎年度実施させていただきます。

【大橋監事】 給与監査につきましては、今年度は号俸に基づいて適切に算出されているのかというところまで監査を実施しております。

【芝委員】 既にご存知かと思いますが、民間の上場企業には昨年からはコーポレートガバナンスコードが適用され、コーポレートガバナンスを強化するために色々なことが規定されております。その中の大きな柱の1つとして、社外取締役や社外監査役をより充実させて活躍させ、経営層への牽制を効かせることで業績を上げるという点があります。JSCにおける監事は、民間企業でいう所の監査役と同じ権限や職責を持っているように思いますが、私の非常勤監査役としての経験に基づきますと、実際には企業の内部の事情がよくわからないために職責を果たすことがなかなか難しいです。そこで何が重要かと申しますと、いかに内部の情報を入手するかということが非常に大切です。民間企業の場合、常勤監査役は内部出身の方であることが多いため、内部の事情をよく知っていたりネットワークを持っていますので、そのような方が収集した情報を社外監査役と共有すれば機能します。独立行政法人の場合は違う部分もあると思いますが、いずれにしても、JSCには常勤と非常勤の監事が1名ずついらっしゃると思いますので、会議等に出席するのみならず、インフォーマルな部分も含め、いかにして内部の情報を的確に収集して共有するかが大事だと思います。その点については監査室がサポートするようですが、相当しっかりとサポートをしないと形式的な情報しか集まらないと思います。ガバナンスをしっかりとさせる、あるいは内部統制を機能させるという意味から言うと、監事に適宜適切な情報を提供していかないと機能しないということが往々にしてあります。現在JSCにおいてこの点がうまくいっているのかはわからないのですが、常に留意していただくと良いと思います。

【柏木委員長】 これは、監査役の方の意識の問題でもありますね。アメリカでは、社外取締役が1年間に200時間を情報収集に使うと言われております。日本では、某大学教授が一時7社の社外取締役をしておりましたが、大学教授をしながら7社に対してそれぞれ200時間を費やすことはできません。

【佐野委員】 監査役の方とは別に、役員の方に監事の重要性を認識していただくということも大切にいただければと思います。

4 前のご意見に対する対応状況（中間報告）

【今里理事】 （資料5－1～5－2について説明）

 （特に意見なし）

【今里理事】 次回の会議は3月を目処に実施を予定しております。その際、本日ご指摘いただいた国立競技場壁面移設工事に係る契約に関する事項についても説明させていただきます。日程につきましては、改めて事務局からご連絡し、調整させていただきます。

以上